

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（地方消費税）</u>		
要望項目名	日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社が行った出資に係る土地、建物及び償却資産のうち日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く。）、第2項及び第3項に規定する業務の用に供するもの。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社が行った出資に関する土地、建物及び償却資産のうち日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く。）、第2項及び第3項に規定する業務のように供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税標準をその価格の5分の3の額とする軽減措置の延長。（3年間）</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第23項、地方税法施行令附則第11条第25項</p> <p>日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く。）、第2項及び第3項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — () [平年度] ▲5,800 (年ベース) (単位：百万円)</p> <p>*固定資産税、都市計画税合算値</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>郵政事業のユニバーサルサービス提供の確保及び郵便局ネットワークの水準の維持並びに郵便局ネットワークの活用等に当たっての公益性・地域性の発揮。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本郵便株式会社は、郵政民営化法等により、郵便及び金融のユニバーサルサービスの提供責務（郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務）が課されている。また郵政民営化法において、当該ユニバーサルサービスが確保されるよう郵便局ネットワークを維持すること、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たってはその公益性及び地域性が十分に発揮されるようにすること、政府が当該責務の履行の確保が図られるよう必要な措置を講ずることと定められている。</p> <p>他方で、日本郵便を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。具体的には、日本郵便の引受郵便物数は、少子高齢化、ICT化の進展等により、平成13年度をピークとして毎年減少してきている（平成26年度引受郵便物数は、平成13年度より31.2%減）また、日本郵便が金融窓口サービスを提供することにより受け取る窓口業務委託手数料は平成20年度以降毎年減少しているほか、同社の最終利益も平成24年度の合併以降減少を続けている。</p> <p>そのほか、日本郵便株式会社は、その公益性・地域性を発揮し、住民票の写し等の証明書交付事務、地方自治体からの受託事務（バス回数券等の販売、ごみ処理券の販売等）、ひまわりサービス（過疎地域における郵便外務員による一人暮らしの高齢者等に対する声掛け）等、地方創生の推進に資する様々な取組を行っている。</p> <p>日本郵便は、今後も郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務を適切に履行し、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うため、全国津々浦々に設置された郵便局ネットワークの水準を維持することに伴い、多額の固定資産税等を負担するところとなるが、現在認められている固定資産税等の特例措置が今年度で終了した場合には、経営上の大きな負担となることが危惧される。</p> <p>今後とも郵便局ネットワークの水準が維持され、郵政事業のユニバーサルサービスが、円滑かつ安定的に提供されることは、地方創生に寄与し、課税団体である地方自治体にとっても大きな意義を有するものであることから、引き続き本特例措置を講じることが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	3—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	郵政事業のユニバーサルサービス提供の確保及び郵便局ネットワークの水準の維持並びに郵便局ネットワークの活用等に当たっての公益性・地域性の発揮。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	郵政事業のユニバーサルサービス提供の確保及び郵便局ネットワークの水準の維持並びに郵便局ネットワークの活用等に当たっての公益性・地域性の発揮。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社である。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置が延長された場合、日本郵便株式会社の負担の節減効果が見込まれ、その結果、郵政事業のユニバーサルサービス提供の確保及び郵便局ネットワークの水準の維持並びに郵便局ネットワークの活用等に当たっての公益性・地域性の発揮に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	日本郵便株式会社は、引き続き、郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務が課されるとともに、全国に郵便局を設置する義務を負っている。本要望の措置は、日本郵便株式会社を取り巻く経営環境が依然として厳しい中において、同社が日本全国の郵便局ネットワーク水準を維持し、ユニバーサルサービスを安定的に提供していくこと及び郵便局ネットワークの活用等に当たっての公益性・地域性の発揮に資することから妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成25年度 ▲5,700 (日本郵便株式会社の固定資産税、都市計画税の合算値) 平成26年度 ▲5,800 (同上) *金額はすべて試算値、単位：百万円(年ベース)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>日本郵便株式会社による郵政事業のユニバーサルサービス提供の確保及び郵便局ネットワークの水準の維持並びに郵便局ネットワークの活用等に当たっての公益性・地域性の発揮に資している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特例措置の新設年度は平成20年度。</p>